

## 西宮市青少年問題協議会

「青少年の自己実現のために」

～ 自立につながる参加体験型の活動機会を拡充する～

# 意見書

# 「青少年の自己実現のために」

～ 自立につながる参加体験型の活動機会を拡充する～

## 目 次

* はじめに	1 P
青少年を取り巻くいろいろな問題	2 P
( 1 ) 社会環境の変化	2 P
( 2 ) 地域環境の変化	3 P
( 3 ) 学校環境の変化	4 P
( 4 ) 家庭環境の変化	5 P
青少年の現状	6 P
必要な取り組み	7 P
青少年の自主的な活動の支援	7 P
自然に親しむ機会の拡充	8 P
スポーツ・文化活動に親しむ機会の拡充	9 P
青少年の就業支援	10 P
* あとがき	11 P

\* はじめに

青少年は、次代の担い手であり、無限の可能性を秘めたかけがえのない存在です。

すべての青少年が夢と希望をもち、心豊かに成長していくことが、私たち大人にとっては、このうえ無い喜びであり心から願っていることです。

核家族化や少子・高齢化が進み、また、情報化社会の進展がめざましい今日では、青少年を取り巻く社会環境の変化が、青少年の生活に大きな影響を与えています。

自己中心的な青少年や人間関係を作ることが不得手な青少年の増加傾向が見られるとともに、青少年の非行や犯罪が大きな社会問題ともなっています。

多くの青少年は夢と希望を持ち、元気に日々の生活を送っています。しかしながら、社会へ不安を持つ青少年、自分に自信が持てない青少年、夢や希望が見出せない青少年が存在することも事実です。

このような状況を考えた時、次代を担う青少年が自分の存在感を認識し、誇りと自信を持ってたくましく育ち、自立していくための取り組みを進めていくことが不可欠であると考えます。

## ・ 青少年を取り巻くいろいろな問題

少子・高齢化の進展と核家族化、都市化に伴う地域コミュニティの希薄化や携帯電話、パソコンなど情報通信技術の急速な進展により、情報が氾濫しているネット社会化など、日々変化していく社会環境の中で、青少年を取り巻く環境にもいろいろな問題が見られる。

### ( 1 ) 社会環境の変化

携帯電話やパソコンなどのパーソナルメディアが急速に進展し、青少年にとっては、彼らのコミュニケーション・ツールとして不可欠なものとなってきた。インターネットの活用により、多種多様な情報を得ることが可能となり、新しい活動のきっかけともなっている。

しかしながら、あふれる情報の中には多くの有害情報が氾濫しており、青少年が被害者となる犯罪や青少年自体の犯罪や非行にもつながっている。

また、その実情は明らかではない部分もあるが「フリーター」、「ニート」と呼ばれる若者が増加しているともいわれている。さらには社会に適応し難い青少年や社会的な自立が遅れているといわれる青少年も多数存在しており、これからの社会に大きな影響を与える可能性がある。

## ( 2 ) 地域環境の変化

個人主義やプライバシーを尊重する意識の高まりは、地縁的な人とのつながりや連帯意識の弱まりを生み出し、社会的な規範意識の低下や地域コミュニティの弱体化につながっている側面がある。

また、安全・安心の確保を考えた時、本来、子どもたちには、地域の人々が気軽に声をかけたり注意したりすることが大切であるにもかかわらず、そのこと自体が出来にくくなっている。

その結果、従来機能していた地域社会での子育てへの関わりや、同世代また異年齢間の交流の中で身に付けてきた社会規範を学ぶ仕組みが失われ、子どもたちがコミュニケーション力を自然と身につけるような環境が失われてきている。

また、子どもたちがホッとする空間や自由に遊べる場所、いわゆる「居場所」や自然に親しむことが出来る場所、機会が減少していることや子供たちが群れて遊ぶ場所も地域には少なくなってきた。

### ( 3 ) 学校環境の変化

核家族化、都市化にともなう地域コミュニティの希薄化が進み、家庭や地域の教育力が低下して来ている。その結果、従来、家庭や地域が担ってきた役割までも、学校に求める傾向があり、学校に対する要求が多様化している。

また、不審者の横行等、児童・生徒の安全・安心を脅かす事案が増え、学校だけで対応できない問題も増えている。さらには、不登校、いじめ、学級崩壊、児童・生徒による殺傷事件や自殺等様々な課題もある

これらの多様な課題に対応するために、教職員個々の資質の向上と家庭・地域との連携を深めた、学校の組織的な対応力を高める必要がある。

#### (4) 家庭環境の変化

家庭は、子どもが成長していく上で最初に経験する社会環境であり、大きな役割を果たすべきものでなければならない。

しかしながら、少子化、核家族化、単親家庭の増加など家族形態の多様化や就労形態の多様化により、子どもたちは、家庭のなかで祖父母や親ともふれあう機会と時間が減っている。

このような状況の中、朝食を摂らずに登校する児童・生徒の増加や孤食現象も増加するなど、家族団らんの機会が減少し、家庭内での人間関係に変化が生まれている。

また、価値観の多様化などを背景として、親自身の規範意識やコミュニケーション能力の低下が見られることなどから、次のような問題が生じている。

- ・親の子どもに対する過保護や過干渉、または、放任が増加している。
- ・「しつけ」が判らない親、出来ない親が増加している。
- ・生活リズムにルールのない家庭が増加している。

このような状況の中で子どもたちは、家族との関わりや生活体験を通して、基本的な生活能力、他人に対する思いやりやいろいろな決まりごとを守るといった社会性を自然と身に付けることが難しくなっている。

## ・ 青少年の現状

経済的に豊かな時代に生まれ育った現在の青少年の多くは、物を得ることに対しての苦労や我慢を経験せずに成長し、物質的な豊かさには恵まれてきたが、反面、心の豊かさを失っているとも言われている。

また、児童・生徒の日常生活は学習塾や習い事などで余裕がなく、孤食・偏食などの増加や夜更かし・朝寝坊が多くなっているなど、生活習慣が不規則となり、基礎体力の低下傾向も問題視されている。

以上のように、子どもたちが育っていく社会環境が、日々、急速に変化していく中では、子どもたちが「自分は大切にされている」、「自分が必要とされている」と感じる大切である。

そして、人との関わりの中で社会常識や社会規範を身に付け、誇りと自信を持って自立していくことが望まれる。



## ・必要な取組み

未来を担う青少年が自立した社会人に成長するためには、自分自身で考え創造することができる心身と能力、物を大切に作る心や人を思いやる気持ち、自己表現ができ相手のことを理解できるコミュニケーション力など、いわゆる「生きる力」を子どもの頃から身に付けていかねばならない。

その意味において、青少年が自ら参加体験することにより、自分自身が表現できる取組みをできるだけ多く持つことが重要である。

### 青少年の自主的な活動の支援

青少年は、豊かな創造力や一所懸命に取り組む力を持っている。この健全なエネルギーを十分に発揮できる場や機会を青少年は求めている。青少年が、自分の夢や希望を見つけ出し、これを実現していくためのきっかけになる場や機会を、我々大人たちは提供していく必要がある。

しかしながら、大人たちが一方的に場や機会を提供するだけでは、青少年に達成感や満足感といったものは生まれない。そうした場や機会に、青少年自らが進んで参加体験できる仕組みを整え、大人たちがそれを支えていくことが大切である。

\* 多様な個性と価値観を持つ青少年が、それぞれ自分らしくいられる「居場所」、異世代間交流や仲間づくりができる「居場所」を創造することができる場や機会を提供していく。

\* 地域の青少年関係団体の協力を得ながら、地域社会の中で、青少年が企画・立案に参加できる機会を充実させていく。

#### 自然に親しむ機会の拡充

「木に登って遊ぶ」、「川や海で泳ぐ」、「昆虫や魚を捕る」など、自然に親しみながら群れて遊ぶことが昔の子どもたちの普通の遊びであった。

しかしながら、今では、テレビゲームやインターネットなどの普及が家の中で遊ぶ機会を増やしている。

また、街中では、自然を体験できる機会そのものが少なくなっていることから、自然から様々な事柄を学ぶことも減少し、自然を敬う気持ちなども失われている。

このことは、「生きる力」としての「人を思いやる気持ち」や「コミュニケーション能力」などの低下にも大きく影響を及ぼしていると思われる。

\* 西宮市は海、山、河川が身近にあり、自然環境には非常に恵まれているといえる。また、環境学習を中心とした施設も整備されている。恵まれた自然と整えられた施設・環境を活かしながら、家族・異世代間などでの自然体験を通じた環境学習や人や自然とふれあう体験活動などを、なお一層進める必要がある。

## スポーツ・文化活動に親しむ機会の拡充

スポーツや文化活動は、豊かな感性や創造性を育み、自己表現ができる場である。

スポーツを観戦することや優れた芸術・文化を鑑賞するだけでなく、自らがスポーツや文化活動を行なうことで、大きな目標を持ち、達成感・満足感を得ることができる。

また同時に、人と人とのふれあいを深め、コミュニケーション能力を向上させることにもつながっていく。

中学生や高校生は、学校の部活動を通じてスポーツや文化活動に取り組んでいるが、地域社会の中でも、誰でもが自分の好みのいろいろな活動を気軽に楽しむことができる機会が必要である。

\* 西宮では、学校の地域開放が進み、それぞれの地域にスポーツクラブ21が設立されスポーツ活動が盛んに行なわれている。また、文化活動も小学生・中学生を対象とした宮水ジュニア事業を始め、多くの地域で青少年育成団体を中心にした活動が実施されている。

多くのメニューの中から自分のやりたいことが選択できるこれらの活動を充実させていくことは勿論であるが、こうした活動のノウハウを有した青少年が、地域の中で子どもたちの身近な存在として、また、指導者や育成者として活躍する機会に恵まれることが求められる。

## 青少年の就業支援

「フリーター」、「ニート」と呼ばれる青少年が存在している背景には、非正規雇用や転職の増加などの雇用形態の多様化もあるが、青少年の勤労観や職業観の未熟な点や社会生活を営む上での基本的なマナーやコミュニケーション能力の低下など、社会人としての資質、能力の低下も存在している。

\* 青少年の社会的自立には、就業は非常に大事な要素であることから、小学生、中学生、高校生それぞれの発達段階に応じた体験的な職業学習を通じて、勤労観・職業観を身に付けさせることが大切である。

また、親や大人たちの働く姿を身近に見せることや芸術家や技能者などとふれあうことで、将来の夢や目標を持たせる機会を提供することも大切である。

既に実施されている中学生を対象とした「トライやるウィーク」や、高校生、大学生向けの職場体験・インターンシップ制度などのさらなる拡充が望まれる。

## 5 . あとがき

青少年が自主性を育み、未来に希望を持って自己実現を図るためには、様々な体験を重ねることと、経験に裏付けられた判断力を養うことが大切である。

既に、地域のイベントなどで、企画、運営に携わり、地域社会に根を下ろし活躍している青少年が多く生まれている状況もあるが、社会との関わりが上手く結べていない青少年が存在していることも事実である。

青少年の一人一人を大切に育み、彼らが自立と自己実現に立ち向かえる力を養うことができるような社会環境を創っていく必要がある。

しかしながら、現在の社会には、大人社会の規範意識の低下があり、この大人社会の変化が、青少年の自立や自己実現を阻んでいる面もある。

青少年に夢と希望を与えられる社会を創り上げるために、もう一度、大人社会の実情を見直し、青少年の自立につながる参加体験型の活動機会を拡充する必要がある。

## 西宮市青少年問題協議会委員名簿

順不同・敬称略

区分	氏名	所属団体等	任期
	山田 知	西宮市長 (会長)	
市 議 会	佐藤 みち子	西宮市市議会議員 (退任)	平成17年7月～ 平成18年6月
	中尾 孝夫	西宮市市議会議員 (退任)	平成17年7月～ 平成18年6月
	片岡 保夫	西宮市市議会議員	平成18年7月～
	しぶや 祐介	西宮市市議会議員	平成18年7月～
行 政 機 関	和久 純三	西宮警察署 生活安全課長 (退任)	平成16年3月～ 平成19年3月
	本山 久雄	西宮警察署 生活安全課長	平成19年3月～
	兵藤 美光	西宮市校舎長会 (副会長)	平成17年6月～
学 識 経 験 者	生田 英也	公募委員	平成17年6月～
	高瀬 京子	西宮市民生・児童委員会	平成17年6月～
	田中 好子	西宮市地域婦人団体協議会	平成17年6月～
	中嶋 良介	公募委員	平成17年6月～
	福井 雅英	個人 武庫川女子大学大学院助教授	平成17年6月～
	矢野 一江	個人 元PTA会長 (副会長)	平成15年6月～
	山本 三千	西宮市青少年愛護協議会	平成17年6月～
	吉川 千恵子	西宮市PTA協議会	平成17年6月～

( 審議の経過 )

西宮市青少年問題協議会 審議の経過

開催日	会議	審議事項等
17. 7. 20	(平成17年度) 第1回 定例会	平成17年度西宮市青少年施策の概要説明 青少年問題協議会副会長の選出 青少年表彰「ふれあいの賞」選考委員の選出
17. 10. 17	副会長会	意見書、提言内容について協議
17. 10. 26	第2回 定例会	意見書の基本方針、内容について協議
17. 11. 28	副会長会	意見書の内容、骨子について協議
17. 11. 30	第3回 定例会	意見書の基本方針について協議 メインテーマ「青少年の自己実現」について
18. 2. 10	副会長会	意見書の内容、骨子について協議
18. 2. 18	第4回 定例会	意見書の基本方針について協議 サブテーマ「参加体験の機会の必要」
18. 5. 10	副会長会	意見書(素案)の作成
18. 5. 24	(平成18年度) 第1回 定例会	平成18年度西宮市青少年施策の概要説明 意見書(素案)の検討
18. 7. 24	副会長会	意見書(素案)の検討
18. 8. 2	第2回 定例会	意見書(素案)の検討
18. 10. 17	副会長会	意見書(素案)の検討
18. 11. 15	第3回 定例会	意見書(原案)の検討
19. 1. 24	副会長会	意見書(原案)の検討
19. 2. 7	第4回 定例会	意見書(原案)の確定
19. 4. 19	副会長会	意見書(最終案)の承認状況について確認